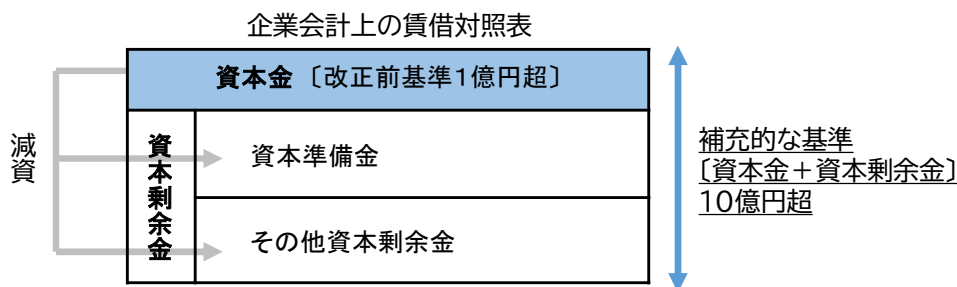


## 令和6年度税制改正について(外形標準課税の適用法人の見直し)

令和6年度税制改正により、下記のとおり外形標準課税の対象法人の見直しに関する改正が行われました。

### (1)減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

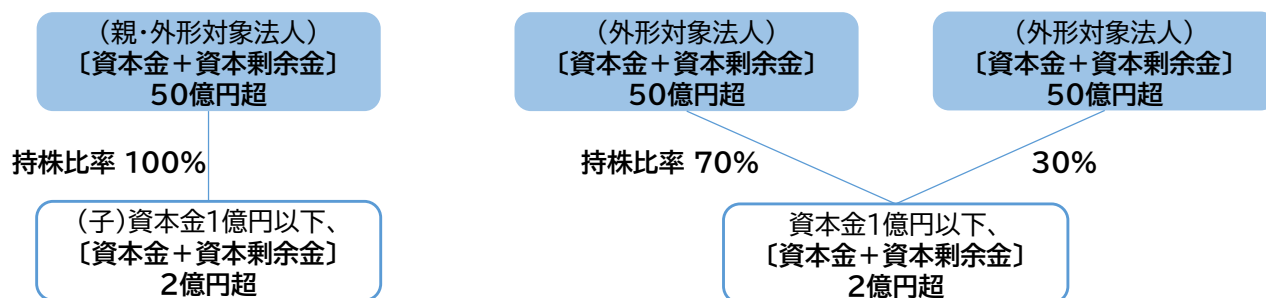


※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※令和6年3月30日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられています。

### (2)100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。



※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合には、次のとおり税負担を軽減する措置を講じられます。

- ・ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の2/3を軽減
- ・ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の1/3を軽減

※産業競争力強化法の改正の日(令和6年9月2日)から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、5年間(認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで)外形標準課税の対象外となります。